平成 27 年度

安 全 鑑 定 案 内

平成 27 年 4 月

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター

農業機械化研究所

目　　次

まえがき 1

申し込みから発表まで..... 2

鑑定の対象機種 3

同一型式・別型式の取扱い 6

申込受付期間 6

鑑定の実施場所 6

申込手続き 7

実施日程の通知 9

鑑定機の搬入、搬出等 9

結果の発表 9

連絡、問合せ先 10

《参考資料》

安全鑑定で必要な変更届について..... 15

付．検査鑑定等相談窓口

ま え が き

農業機械安全鑑定は、農業機械の安全装備等をチェックし、もって安全防護装置等の装備された農業機械の普及を促進し、農業機械作業事故の防止を図ることを目的として、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」といいます。）が「農業機械安全鑑定要領」及び「農業機械安全鑑定要領の実施に関する内規」で定められた「安全装備の確認項目」及び「農業機械安全鑑定基準」に基づき、依頼を受けて行うものです。

鑑定が終了しますと、生研センターから依頼者に鑑定成績書を交付します。依頼者は、安全鑑定適合機に「安全鑑定証票」を付することができます。

生研センターでは、鑑定基準に適合した機械について、その型式名、依頼者名等を農林水産省生産局長あて報告いたします。さらに、農林水産省では、都道府県その他関係機関にそれを通知することになっております。また、生研センターのインターネットホームページでも鑑定基準に適合した機械の紹介を行っております。

この案内では、平成 27 年度の安全鑑定の実施計画と依頼手続きなどのほか、安全鑑定適合機に関係する事項に変更が生じた場合の届出についても解説いたしましたので、早めに手続きをとられるようお願いいたします。

申し込みから発表まで

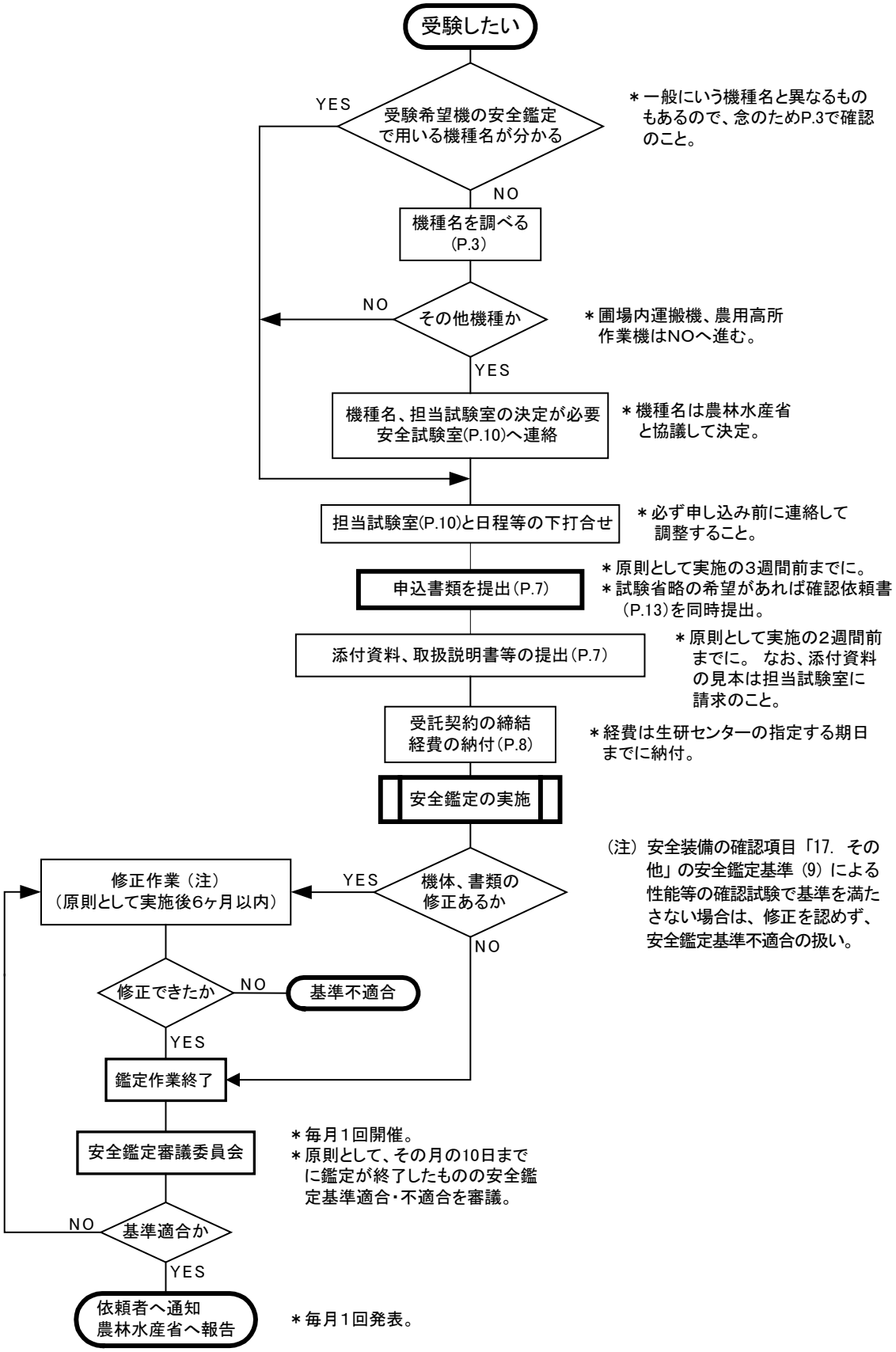
受験したい
受験希望機の安全鑑定で用いる機種名が分かる
YES
NO
＊一般にいう機種名と異なるものもあるので、念のためP.3で確認のこと。
機種名を調べる（P.3）
その他機種か
NO
YES
＊圃場内運搬機、農用高所作業機はNOへ進む。
機種名、担当試験室の決定が必要安全試験室(P.10)へ連絡
＊機種名は農林水産省と協議して決定。
担当試験室(P.10)と日程等の下打合せ
＊必ず申し込み前に連絡して調整すること。
申込書類を提出（P.7）
＊原則として実施の3週間前までに。
＊試験省略の希望があれば確認依頼書（P.13）を同時提出。
添付資料、取扱説明書等の提出（P.7）
＊原則として実施の2週間前までに。 なお、添付資料の見本は担当試験室に請求のこと。
受託契約の締結経費の納付（P.8）
＊経費は生研センターの指定する期日までに納付。
安全鑑定の実施
機体、書類の修正あるか
YES
NO
修正作業（注）（原則として実施後6ヶ月以内）
（注）安全装備の確認項目「17. その他」の安全鑑定基準（9）による性能等の確認試験で基準を満たさない場合は、修正を認めず、安全鑑定基準不適合の扱い。
修正できたか
NO
基準不適合
YES
鑑定作業終了
安全鑑定審議委員会
＊毎月1回開催。
＊原則として、その月の10日までに鑑定が終了したものの安全鑑定基準適合・不適合を審議。
基準適合か
NO
YES
依頼者へ通知
農林水産省へ報告
＊毎月1回発表。

鑑定の対象機種

安全鑑定の対象となるのは、市販するため通常製造された農業機械です。

今年度に対象となる農業機械は、以下に示した31機種のほか、生研センターで対応可能な「その他機種」といたします。

安全鑑定で用いる機種名は一般の呼称と異なるものもありますが、安全鑑定適合機に安全鑑定証票を貼付する場合は、機械の銘板に「農業機械の種類」という欄を設けて、この機種名を表示していただくことになっております。なお、その他機種については、圃場内運搬機と農用高所作業機以外の機種の場合、安全鑑定を実施できるかどうかの判断が必要なことと、安全鑑定で用いる機種名を農林水産省と協議して決定する必要がありますので、申し込みの前に必ず生研センターの安全試験室（P.8の1.(2)）までご連絡ください。

1．農用トラクター（乗用型）

走行部の一部又は全部がゴム製の装軌式のものを含む。ただし、管理作業専用機、果樹園専用機、傾斜地専用機及び構造の主たる部分が、次の（1）又は（2）の用途に供するものであると認められるものを除く。

(1) 抜排根、石れき除去、切土、掘削、土砂の積込・運搬等土木建設の用途

(2) 荷役又は運搬の用途

また、付属作業機は鑑定の対象外とする。

2．農用トラクター（歩行型）

管理専用機（主として水田・畑の管理作業を行うトラクター及び果樹園、桑園等の中耕培土作業を主とするもの）を含む。また、各種駆動耕うん作業機は含むが、これ以外の付属作業機は鑑定の対象外とする。

3．田植機

水稲の移植作業に用いる動力田植機のうち、土付き苗を使用するものを対象とする。なお、施肥装置を有するものを含む。

4．野菜移植機

5．尿散布機（タンク車型）

家畜尿汚水の散布に用いるタンク車型動力尿散布機で、尿汚水の吸込み及び散布に真空ポンプ又は液体ポンプを備えたものを対象とする。

6．スピードスプレヤー

果樹等の防除に用いる走行式のものを対象とする。

7．動力噴霧機（走行式）

動力走行式の噴霧機で、噴霧用ポンプ、薬液タンク、ホース、ノズル等を装備したもの及び少量散布機を対象とする。

8．動力散粉機（走行式）

動力走行式の動力散粉機の他、台車に固定され、人力で走行しながら動力で散布するものを対象とする。

9．液剤散布機（走行式）

走行部、薬液タンク及び噴霧用ポンプを変更・交換することなく、散布装置（ノズル、噴頭部、送風機等）のみの交換又は付加もしくは切換によってスピードスプレヤー、畦畔散布ノズル、ブームノズル、調節ノズル等の各仕様による作業のうち２種類以上が実施でき、かつ当該実施可能作業の組合せが有気噴霧方式と無気噴霧方式の組合せとなるものを対象とする。

10．動力刈取機（結束型）

結束型の動力刈取機のうち、複数個の引起し爪をもった前処理装置と、ノッタービル方式の結節部をもった結束装置を備えるものを対象とする。

11．コンバイン（自脱型）

12．コンバイン（普通型）

13. フォーレージハーベスター

牧草、青刈とうもろこし（実取り専用機は除く）あるいはソルガム等の収穫に用いる飼料作物収穫機のうち、刈取り又は拾上げ、細断、運搬車への吹上げの各機能を備えたものを対象とする。

14. ポテトハーベスター

ステージタイプ、タンカータイプ（小形タンカータイプを含む）、アンローディングタイプ及びタンカー・ステージ兼用タイプのものを対象とする。なお、地干しをしたばれいしょを拾い上げ収穫するものを含む。

15. ビートハーベスター

２ステージ式のタッパーは対象外とする。

16. ビーンハーベスター

動力刈取機（結束型）として取扱われるもの（前記 10. 参照）を除く。

17. ケーンハーベスター

全茎式刈取機（ウインドローア方式の機械で、自走式（歩行、乗用）あるいはトラクター搭載式のもの）、全茎式収穫機（収穫物を集積又は整列するか、あるいは伴走車に積込む装置を有する機械で、自走式及びトラクター搭載式のもの）、さい断式収穫機（刈取ったものをさい断し、収穫物集積装置を持つか又は伴走車へ連続的に積込む装置を有する機械で、自走式及びトラクター搭載式のもの）を対象とする。

18. 動力摘採機

すそ刈り専用とするものは含むが、剪枝を主目的とするものは除く。

19. 動力刈取機（刈払型）

肩掛式又は背負式の草刈機であって、刈刃として、金属製で一体（ＪＩＳ刃、受刃を有するもの、往復動刃等）となったもの、金属製で超硬チップの付いたもの、フレキシブルライン（ナイロンコードカッター等の非金属製で線状のもの）を使用するものを対象とする。

20. 自動脱穀機

穀しゅくを脱穀する動力脱穀機のうち、フィードチェンと束はさみレール等からなる自動束送込装置を有するものを対象とし、投込み式又はそれに類するものを除く。

21. 豆用脱粒機

豆類の脱穀に用いられる投込式のもので、選別装置を有するものを対象とする。

22. 農用さい断機

牧草、青刈飼料作物、わら、その他たばこ・桑・大豆等の残稈類を切断する動力さい断機のうち、材料供給用ロールの有無にかかわらず、材料の切り落し、あるいは材料の切断と同時にはね出し、吹上げもしくはその他の搬送処理を行う形式で、かつ材料切断中は原則として定置して使用するものを対象とする。

23. フォーレージブロワー

牧草、青刈飼料作物、わら、その他残稈類の切断したもの、あるいは長ものを搬送するもので、原則として定置して使用するものを対象とする。ただし、施設用は除く。

24. 乾燥機（穀物用循環型）

回分式で循環型の穀物乾燥機のうち、火炉・送風機が乾燥箱（穀物堆積部）についている単体構造のものを対象とする。ただし、次のものは除く。

(1) 穀物の貯蔵も使用目的とする貯蔵乾燥方式のもの。

(2) 据付にピット掘削等、施設専用として特別の工事を必要とするもの。

25. もみすり機

ゴムロール式全自動もみすり機及び衝撃式であって選別装置を有するものを対象とする。

26. 大豆選別機

大豆の粒径、粒形状等の特性を利用し、被害粒、夾雑物等を分離するものを対象とする。ただし、唐箕又は粒の色彩を利用したものは除く。

27. 単軌条運搬機

斜面の地表近くの空中に架設した単軌条に跨座させて用いる運搬機であって、農用のものに限る。ただし、安全性向上のために急カーブ等で部分的に補助軌条を用いるものは含む。

なお、乗用型は、けん引車、乗用台車、荷物台車の三つの部分から構成され、けん引車の駆動輪と乗用台車の制動輪が軌条と機械的にかみ合う構造であって、傾斜 45 度の軌条において登坂が可能な最大積載量が 200 kg以下であるものに限る。

28. 農用運搬機（乗用型）

農用資材及び農産物を運搬する機能を有するもので、次の条件を満たすものを対象とする。

(1) 路上及び圃場内を走行可能な装置を有していること。

1) 路上走行が可能な装置とは

道路運送車両法に基づく一切の手続きが完了しているもの（型式認定、型式指定等）。

2) 圃場内を走行可能な装置とは

(ｲ) 低速（約 1.0 m/s 以下）で走行可能な変速装置を装備していること。ただし、積載状態とする。

注）減速比等を考慮して、必要に応じ圃場で確認することがある。

(ﾛ) 一定速度で走行可能な装置を有すること。

注）原則として二系統とし、一系統をレバー等の固定による一定速度用とする。

(ﾊ) 圃場内を走行可能な農業用のタイヤを標準装備していること。

(2) 農用資材を散布、又は農産物を積おろす装置を搭載できること。

1) 農用資材とは

堆肥、肥料、農薬、土壌改良剤、種子など。

2) 農用資材を散布する装置とは

ＰＴＯ軸又は補助原動機で駆動し、補助者なしで走行散布できる装置。

3) 農作物を積おろす装置とは

ダンプ装置、荷台など。

4) その他

散布装置は、いずれも搭載した状態で道路走行が可能なものとし、また、搭載の方法は、ピン、バンドなど特に工具を使用しない方法で固定されているものに限る。

29. へーエレベーター

ばら又は梱包した牧草、飼料作物等の定置搬送に用いられるへーエレベーターであって、最大搬送傾斜角度が 30 度以上のものを対象とし、建造物等に固定して用いられる施設専用のもの及びベルトコンベヤは除く。（一般にベールエレベーターと呼ばれるものはこの対象に含まれる。）

30. 農用トレンチャー

溝を掘削するチェーン式、オーガ式又はロータリ式のトレンチャー又はこれらと類似の構造を有し部分深耕作業を行うもので、自走式及びトラクター搭載式のものを対象とする。ただし、ロータリ式にあっては、農用トラクター（歩行型）の付属作業機は除く。

31. 多目的管理機

果樹園等における管理作業に使用される自走式のもので、防除作業のほか２種類以上の作業ができるものを対象とする。

32. その他

依頼のあったもので生研センターが実施可能と認めたもの。

なお、圃場内運搬機及び農用高所作業機にあっては、次のものを対象とする。

(1) 圃場内運搬機

農用資材及び農産物を運搬する機能を有する車輪式及び装軌式の自走式のものを対象とする。ただし、車輪式のうち１輪式と２輪式のもの及び前記「**28. 農用運搬機（乗用型）**」に該当するものは除く。

(2) 農用高所作業機

果樹園における収穫作業等に使用される自走式のもので、昇降装置その他の装置により上昇、下降等する作業台を有するもののうち、昇降装置、屈折装置、起伏装置及び伸縮装置の動力として油圧を用いるものを対象とする。

≪参考≫ 平成26年度までに「その他機種」として実施した主なもの

- 乾燥機（回分・かくはん型）
- オニオンハーベスター
- いぐさ移植機
- さつき移植機
- 葉たばこ収穫機
- ごぼうハーベスター
- 施肥機
- キャベツ収穫機
- ビーンカッター
- たばこ収穫機
- レタス自動供給装置
- ねぎ収穫機
- 西洋わさびハーベスター
- 茶園管理作業機
- トンネル支柱打込機
- モーアコンディショナー
- ハウス内管理作業台車
- 細断飼料袋詰め機
- らっきょう調製機
- 葉菜類収穫機
- 甘しょ茎葉収穫機
- 送風散布機（走行式）
- 温風暖房機
- ロールベーラー
- ロータリモーア
- 飼料混合給餌機
- 圃場内運搬機
- たばこ・野菜移植機
- 重量野菜運搬作業車
- 玉ねぎ掘取機
- いぐさ苗掘取調製機
- いも類収穫機
- ストーンピッカー
- たばこ移植機
- 茶園剪枝機
- 枝豆収穫機
- 手押し草刈機
- マルチ穴開機
- ごぼう選別機
- ベール解体機
- 畜ふん混合機
- さとうきび運搬機
- 長いも掘取機
- 農用トラクター（乗用管理型）
- 甘しょハーベスター
- 乗用管理機
- 人参ハーベスター
- レタス包装機
- ごぼう掘取機
- 葉たばこ編み機
- 野菜搬送収納機
- さとうきび管理作業機
- 農用高所作業機
- 葉たばこ乾燥用吊上搬送機
- ばれいしょ茎葉処理機
- いぐさ株さし機
- 甘しょ移植機
- にんにくハーベスター
- 籾搬送装置
- さとうきび調苗機
- フレールモーア
- スイートコーン収穫機
- パイナップル用作業車
- 農用ローダー
- ハウス内作業台車
- 簡易草地更新機
- 堆肥散布機
- 甘しょつる切機
- 畝間作業台車
- たばこ残幹処理機
- たばこ管理作業機
- にんにく植付機
- 大根収穫機
- 球根収穫機
- 豆用クリーナー
- ベールラッパー
- ねぎ管理作業機
- グレープハーベスター
- 融雪剤散布機
- らっきょう植付機
- 播種床造成機（石礫分離型）
- 種いも植付機

同一型式・別型式の取扱い

ある型式の機械に対して、搭載機関やアタッチメント等を含めて、その構造・仕様の一部が異なる機械であって、その相違が性能等よりみて同一型式扱いが可能であると認められる範囲のものは、一括して同一型式として取扱うことができます。従って、これらのものは1型式として鑑定を依頼することができます。また、事後にあっては構造変更届によって処理することもできます。

ただし、この場合、いずれも型式名は全く同一であって「銘板」に明記されていること、及び添付資料にはそれらの必要事項が記載されていることが必須条件です。

各機種別の「同一型式・別型式の判定例」について資料をお持ちでない場合は、担当試験室（P.10）にお問合せください。

申込受付期間

平成27年4月1日（水）～平成28年3月4日（金）の間、常時受け付けます。

鑑定の実施場所

鑑定は、生研センターで実施するほか、各企業内（原則として各企業の工場とする）にも出張して行います。なお、安全装備の確認項目「17. その他」の安全鑑定基準(9)による性能等の確認が必要な機種（P.8）については、単軌条運搬機を除き、原則として生研センターで実施いたします。

出張鑑定を依頼される方はできるだけ早く申込手続きを行ってください。なお、複数機種の鑑定を依頼される場合は、これらを一括して実施できるように、できるだけ社内で調整のうえお申込ください。

申込手続き

前記「**鑑定の対象機種**」に示した31機種以外の機種(P.5の「**32. その他**」に該当するもの)を依頼される場合は、実施可能かどうかの検討、機種名や担当試験室の決定が必要になりますので、あらかじめ生研センターの安全試験室（P.8の1.(2)）までご連絡ください。その際、機械の概要がわかるような写真又はカタログ等をお送りください。

また、申し込み前に日程等について生研センターの担当試験室（P.10）と打ち合わせをしていただくようお願いいたします。

なお、ＯＥＭ機、代表型式で鑑定が可能な機種、及び安全装備の確認項目「17.その他」の安全鑑定基準(9)による性能等の確認が必要な機種（P.8）について、一定の条件*を満たせば試験の省略ができますので、申し込み時に「試験省略確認依頼書」（P.13の様式）に必要な資料を添えて提出してください。

＊一定の条件とは

① ＯＥＭ機については、色、装飾、ボンネット等のデザイン、営業用名称、銘板以外は、構造が全く同じであること、安全標識や取扱説明書についても編集方式等の違い以外は同じであるということが原則になります。この条件を満たすと生研センターが認めた場合、書類審査のみとなります。「試験省略確認依頼書」に添付していただく書類は、次のとおりです。

・親機とＯＥＭ機の関係であることを証明する書類

・親機とＯＥＭ機の相違点についての対照表（写真や図も含む）

② 代表型式での鑑定は、同時受験する場合であって、構造と安全装備が同一であるとみなせることが原則になります。この条件を満たすと生研センターが認めた場合、代表する１型式で実機確認し、その他の型式は書類審査のみとなります。「試験省略確認依頼書」に添付していただく書類は、次のとおりです。

・代表型式と省略対象型式の相違点についての対照表（P.14、必要に応じて写真や図も添付）

③ 性能等の確認が必要な機種については、既受験機（同時受験を含む。）と同等の構造を有することが原則となります。この条件を満たすと生研センターが認めた場合、確認試験の一部又は全部を省略できます。なお、同時受験の際に基になる型式の確認試験で問題が出た場合は、省略対象になっている型式も同じ扱いとなりますので、ご注意ください。「試験省略確認依頼書」に添付していただく書類は、次のとおりです。

・基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表（必要に応じて図面も添付）

１．申し込み時に必要な書類、提出時期、提出先

(1) 申し込み時に必要な書類（①～⑧）

①「農業機械安全鑑定依頼書」１通（様式はP.11）

②「連絡窓口表」１通（様式はP.12）

③「試験省略確認依頼書」１通（必要な場合のみ、様式はP.13）

④「安全鑑定依頼書添付資料（複写本）」１部（写真が判読できるものに限る。）

見本にならって作成してください。各機種の見本は生研センターの担当試験室に請求願います。なお、鑑定終了後に原本（カラー写真を添付したもの）を１部提出していただきます。また、鮮明であれば、カラー写真でなくても、カラーコピー、デジタルカメラのカラープリントでも結構です。

⑤「カタログ」３部

⑥「取扱説明書」１部

取扱説明書に関する項目が、安全鑑定基準として設けられておりますので、必ず提出してください。なお、印刷が完了していない場合は原稿でも結構です。

⑦「小売価格又は小売予定価格」１部（様式は自由）

⑧「年間生産予定台数又は販売予定台数」１部（様式は自由）

(2) 書類の提出時期と提出先

書類の提出時期：実施予定日の３週間前まで

提 出 先：生物系特定産業技術研究支援センター　評価試験部　安全試験室

〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目 40 番地２

TEL 048-654-7110　FAX 048-654-7135

＊　郵送の場合は封筒に「安全鑑定依頼書在中」と朱記し、書留で送付してください。

注）上記書類のうち④～⑧については、実施予定日の２週間前までに担当試験室（P. 10）へ提出されても結構です（従前どおり）。

２．鑑定受託契約の締結

生研センターに鑑定依頼書が届きましたら、依頼者に受理通知をするとともに、依頼者との間で鑑定受託契約を締結いたします。

３．鑑定に要する経費の納付

鑑定受託契約の締結時に、経費の請求書を送付しますので、銀行振込みにより鑑定実施前に納入していただきます。

経費は、基本経費、確認試験経費、出張に要する経費の合計額です。なお、一般的な機種について生研センターで実施する場合は基本経費のみで、確認試験経費と出張に要する経費は該当する場合のみに加算されます。

なお、省略のある場合（P. 7 でいう一定の条件を満たした場合）は経費が減額されます。

■基本経費

１型式当たり 206,280 円（手数料 191,000 円＋消費税 15,280 円）。

ただし、ＯＥＭ機又は代表型式受験で書類審査のみとなる型式は、１型式当たり 79,920 円（手数料 74,000 円＋消費税 5,920 円）。

■確認試験経費

安全装備の確認項目「7. 機体転倒時の運転者保護装置」（農用トラクター（乗用型）を除く）及び「17. その他」の安全鑑定基準(9)による性能等の確認が必要な機種については下記の経費が加算されます。

(1) 動力刈取機（刈払型）：金属製一体刈刃、ﾁｯﾌﾟｿｰ 57,240 円（手数料 53,000 円＋消費税 4,240 円）＊

：それ以外の刈刃　82,080 円（手数料 76,000 円＋消費税 6,080 円）＊

＊ 刈刃１型式あたりの単価です。

(2) 単軌条運搬機　：非乗用型（生研センター）214,920 円（手数料 199,000 円＋消費税 15,920 円）

：非乗用型（企業内）　244,080 円（手数料 226,000 円＋消費税 18,080 円）

：乗用型（生研センター）　372,600 円（手数料 345,000 円＋消費税 27,600 円）

：乗用型（企業内*）　406,080 円（手数料 376,000 円＋消費税 30,080 円）

＊ ただし、ブレーキ定置試験及び分解調査は生研センターで実施します。

(3) 圃場内運搬機　：　197,640 円（手数料 183,000 円＋消費税 14,640 円）

(4) 農用運搬機（乗用型）及び座席を有する圃場内運搬機：

210,600 円（手数料 195,000 円＋消費税 15,600 円）

(5) 農用高所作業機　：　328,320 円（手数料 304,000 円＋消費税 24,320 円）

(6) 多目的管理機及びその他の機種：機種ごとに必要な試験の内容によって定めます。

■出張に要する経費

生研センターの規定に基づいて計算した額を加算いたします。

■**振込銀行及び口座**：みずほ銀行大宮支店

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 普通預金口座 １３３３０００

注）「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を契約書の返送と同時に生研センターへ送付してください。

実施日程の通知

鑑定の実施日時は、担当試験室と依頼者の協議により決定し、鑑定受託契約締結時に正式に通知いたします。なお、生研センターの休日の業務は休みとさせていただきますので、ご協力ください。

鑑定機の搬入、搬出等

生研センターで実施する場合、午前8時30分まで開門しませんので、原則としてそれ以後に搬入していただくことになります。それより早い時間帯に到着する場合は、担当試験室にご相談ください。

鑑定時に搬入・提出していただくものは、次のとおりです。
なお、搬入、搬出に必要な経費は、依頼者側で負担していただきます。

１．鑑定時に搬入、提出していただくもの

各型式毎に次のものの搬入、提出をお願いします。ＯＥＭ機の場合や代表型式で安全装備の確認ができる場合などは、実機確認を省略できますので、詳しくは担当試験室にお問合せください。

安全装備の確認項目「16. 取扱性」では、騒音、振動、レバーの操作力等を確認します。このため、鑑定機は、燃料、潤滑油等を入れて運転できる状態にして搬入してください。

・全機種共通

(1) 本　　機 ・・・

連絡、問合せ先

１．申込手続き、変更届等　　評価試験部　安全試験室（P.8 の 1.(2)）

２．安全鑑定証票等　　一般社団法人日本農業機械化協会（安全鑑定係）
〒104-0033　東京都中央区新川２丁目６番 16 号（馬事畜産会館内）
TEL 03-3297-5638　FAX 03-3297-5639

３．機種別の詳細について

機種名			問合せ先
１	農用トラクター（乗用型）		原動機第１試験室　TEL 048-654-7102
２	農用トラクター（歩行型）		原動機第２試験室　TEL 048-654-7103
３	田植機		作業機第１試験室　TEL 048-654-7106
４	野菜移植機		
５	尿散布機（タンク車型）		原動機第１試験室　TEL 048-654-7102
６	スピードスプレヤー		作業機第１試験室　TEL 048-654-7106
７	動力噴霧機（走行式）		
８	動力散粉機（走行式）		
９	液剤散布機（走行式）		
１０	動力刈取機（結束型）		作業機第２試験室　TEL 048-654-7108
１１	コンバイン（自脱型）		
１２	コンバイン（普通型）		
１３	フォーレージハーベスター		作業機第１試験室　TEL 048-654-7106
１４	ポテトハーベスター		
１５	ビートハーベスター		
１６	ビーンハーベスター		作業機第２試験室　TEL 048-654-7108
１７	ケーンハーベスター		作業機第１試験室　TEL 048-654-7106
１８	動力摘採機		安全試験室　TEL 048-654-7110
１９	動力刈取機（刈払型）		
２０	自動脱穀機		作業機第２試験室　TEL 048-654-7108
２１	豆用脱粒機		
２２	農用さい断機		安全試験室　TEL 048-654-7110
２３	フォーレージブロワー		原動機第１試験室　TEL 048-654-7102
２４	乾燥機（穀物用循環型）		作業機第２試験室　TEL 048-654-7108
２５	もみすり機		
２６	大豆選別機		
２７	単軌条運搬機		原動機第２試験室　TEL 048-654-7103
２８	農用運搬機（乗用型）		原動機第１試験室　TEL 048-654-7102
２９	ヘーエレベーター		
３０	農用トレンチャー		原動機第２試験室　TEL 048-654-7103
３１	多目的管理機		作業機第１試験室　TEL 048-654-7106
３２	その他	圃場内運搬機	原動機第２試験室　TEL 048-654-7103
		農用高所作業機	安全試験室　TEL 048-654-7110
			安全試験室　TEL 048-654-7110

＊ 評価試験部 ＦＡＸ：０４８－６５４－７１３５

《安全鑑定依頼書の様式：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

農業機械安全鑑定依頼書

年　月　日 ……①

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印 ……②

農業機械安全鑑定要領第９条の規定に基づき、下記の農業機械の安全鑑定を依頼いたします。

記

1　農業機械の種類 ……③

2　農業機械の型式名 ……④

3　当該型式の農業機械の製造所の名称及び所在地 ……⑤

4　当該農業機械の製造（販売）開始年月日 ……⑥

5　当該農業機械の主要諸元、安全装備確認項目一覧表及び安全装備対策詳細図（別添） ……⑦

6　鑑定実施希望場所及び時期 ……⑧

7　その他 ……⑨

（備考）① 依頼日を記入してください。

② 代表者の職名等は正式なものとし、略さずに記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。

③ P.３～５の機種名を記載してください。なお、「その他」機種は、依頼者側で判断せず、生研センターの安全試験室に必ず確認して、指示された機種名を記載してください。

④ 型式名は、銘板の表示と同一としてください。アルファベットの大・小文字、１字あけ等は明確に記載してください。同一機種の場合には、複数の型式をまとめて記載できます。

⑤ 輸入機の場合、製造所の名称及び所在地は輸出国の原語で記入してください。ＯＥＭ機の場合は、製造元の名称とその所在地を記載してください。

⑥ 製造（販売）開始年月日は、鑑定の依頼日より前であることが原則です。自社製造（委託製造を含む）の場合は「製造開始年月日」とし、量産前のパイロット生産も生産開始とみなします。他社が製造したものを販売する場合は「販売開始年月日」とします。

⑦「安全鑑定依頼書添付資料を別添すること」を意味しています。空欄にしておいてください。

⑧ 事前に生研センターの担当者と打ち合わせた内容を記載します。依頼者の事業所で行う場合などは、事業所の名称と住所を記載してください。生研センターで実施する場合は住所は不要です。

⑨ 動力刈取機（刈払型）の場合、刈刃の種類別の枚数を記載してください。種類は、経費の計算に必要ですから、金属製一体刈刃か、チップソーか、あるいはそれ以外の刈刃か、ということが分かるように記載してください。

性能等の確認が必要な機種（P.8）で性能等の確認試験の省略を希望する場合、「代表型式」や「ＯＥＭ」による実機確認の省略を希望する場合には、たとえば「性能等確認試験省略を希望：農機　ＰＦ１４０」、「代表型式鑑定による実機確認の省略を希望：農機　ＡＢ１００」、「ＯＥＭ鑑定による実機確認の省略を希望：日本　ＣＤ１００」などと記載してください。

《連絡窓口表の様式：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

連　絡　窓　口　表

農業機械の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ……①

社　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1）責任者連絡窓口

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（〒：　　－　　）

電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿内線＿＿＿FAX＿＿＿（　　）＿＿＿

所属部課名：＿＿＿＿＿＿＿＿　責任者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

2）実務担当者連絡窓口 ……②

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（〒：　　－　　）

電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿内線＿＿＿FAX＿＿＿（　　）＿＿＿

所属部課名：＿＿＿＿＿＿＿＿　実務担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

3）契約書送付先

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（〒：　　－　　）

電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿内線＿＿＿FAX＿＿＿（　　）＿＿＿

所属部課名：＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

4）その他 ……③

（備考）① 農業機械の種類別に作成してください。

② 「実務担当者」とは、生研センターから提出書類や鑑定機の構造に関する問い合わせ等をさせていただく方で、安全鑑定の当日にも立会う方です。なお、ＯＥＭ等により、依頼者と異なる製造業者の立会いとなる場合には、社名の欄を追加して実際の担当者を記載してください。

③ 受験するのが「その他」の機種に該当する場合、この欄に「その他機種」と記載してください。

また、性能等の確認が必要な機種（P.8）で確認試験の省略を希望する場合、「代表型式」や「ＯＥＭ」による実機確認の省略を希望する場合には、次の例のように記載します。

＊「性能等確認試験の省略」を希望する場合

基になる型式：　農機　ＰＦ１５０

性能等確認試験省略希望型式：　農機　ＰＦ１４０

＊「代表型式鑑定による実機確認の省略」を希望する場合

代表型式：　農機　ＡＢ１２０

実機確認省略希望型式：　農機　ＡＢ１００

＊「ＯＥＭによる実機確認の省略」を希望する場合

親機型式：　農機　ＣＤ１００（安全鑑定番号 26000）

実機確認省略希望型式：　日本　ＣＤ１００

《試験省略申請の様式：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

試験省略確認依頼書

年　　月　　日　……①

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印　……②

下記により試験省略の可否について確認を依頼します。

記

1　試験省略を希望する農業機械の種類
2　試験省略を希望する農業機械の型式名　……③
3　試験省略を希望する試験項目とその理由　……④

（備考）①　「安全鑑定依頼書」と同じ日付になります。
② 代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
③ 試験省略を希望する機械の型式名を列挙します。
④ ＊性能等確認試験の省略の場合の記載例
省略希望試験項目：刈刃強度試験、飛散物防護カバー強度試験
理由：同時受験の「埼玉 ＲＳ１００」とハンドル形状以外は同一で、質量が小さいため。
＊代表型式による省略の場合の記載例
省略希望試験項目：実機確認
理由：代表型式「農機 ＡＢ１２０」と構造と安全装備が同一と見なせるため（詳細は別紙）
＊ＯＥＭによる省略の場合の記載例
省略希望試験項目：実機確認
理由：親機「日本 １００（安全鑑定番号 26000）」との相違点が、色、営業用名称、銘板のみで、構造が同一であるため（詳細は別紙）

（注）試験省略に必要な次の書類も添えてください。
＊確認試験の省略の場合は、基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表（必要に応じて図面も添付）が必要です。
＊代表型式による省略の場合は、代表型式と省略対象型式の相違点についての対照表（P. 14、必要に応じて写真や図を添付）が必要です。
＊ＯＥＭによる省略の場合は、①親機とＯＥＭ機の関係であることを証明する書類、②親機とＯＥＭ機の相違点についての対照表（写真や図を含む）が必要です。

《代表型式による試験省略申請の別紙様式例：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

（別紙）

代表型式と試験省略確認依頼型式の相違点

１．主要諸元表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①

部位等		代表型式	試験省略確認依頼型式
		農機　ＡＢ１２０	農機　ＡＢ１００
大きさ	全幅（㎜）	1185	1150
	質量（kg）	1110	1090
機　関	機関型式	農機　Ｄ５１	農機　Ｄ５０
	総排気量（L）	1.498	1.393
	定格出力/回転速度 (kW(PS)/rpm)	17.7(24)/2600	16.2(22)/2600
走行部	タイヤサイズ	前輪 7-14 後輪 9.5-24	前輪 6-14 後輪 8.3-24

２．主要諸元表以外　・・・・・・・・・・・・・・・・・②

部位等	代表型式	試験省略確認依頼型式
	農機　ＡＢ１２０	農機　ＡＢ１００
タイヤとフェンダの間隔（㎜）	65	80
安全フレーム	農機　SF120	農機　SF100

（備考）　①　安全鑑定依頼書添付資料の主要諸元表の範囲の相違点

②　上記①の主要諸元表以外の相違点を、安全鑑定依頼書添付資料の内容に関係するものを含めて、記載してください。

安全鑑定で必要な変更届について

安全鑑定適合機に関連する事項に変更があった場合は、届出をしていただくことが必要です。

届出が必要な事項は、機械の構造変更、法人名・法人住所の変更、営業の譲渡、製造・販売の中止、型式名の変更、製造所の変更などとなっております。

下図を参照して、次ページ以降の様式で届出をお願いします。

届出の提出先：生物系特定産業技術研究支援センター

評価試験部　　安全試験室　　TEL 048-654-7110

FAX 048-654-7135（評価試験部共通）

〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町１丁目 40 番地２

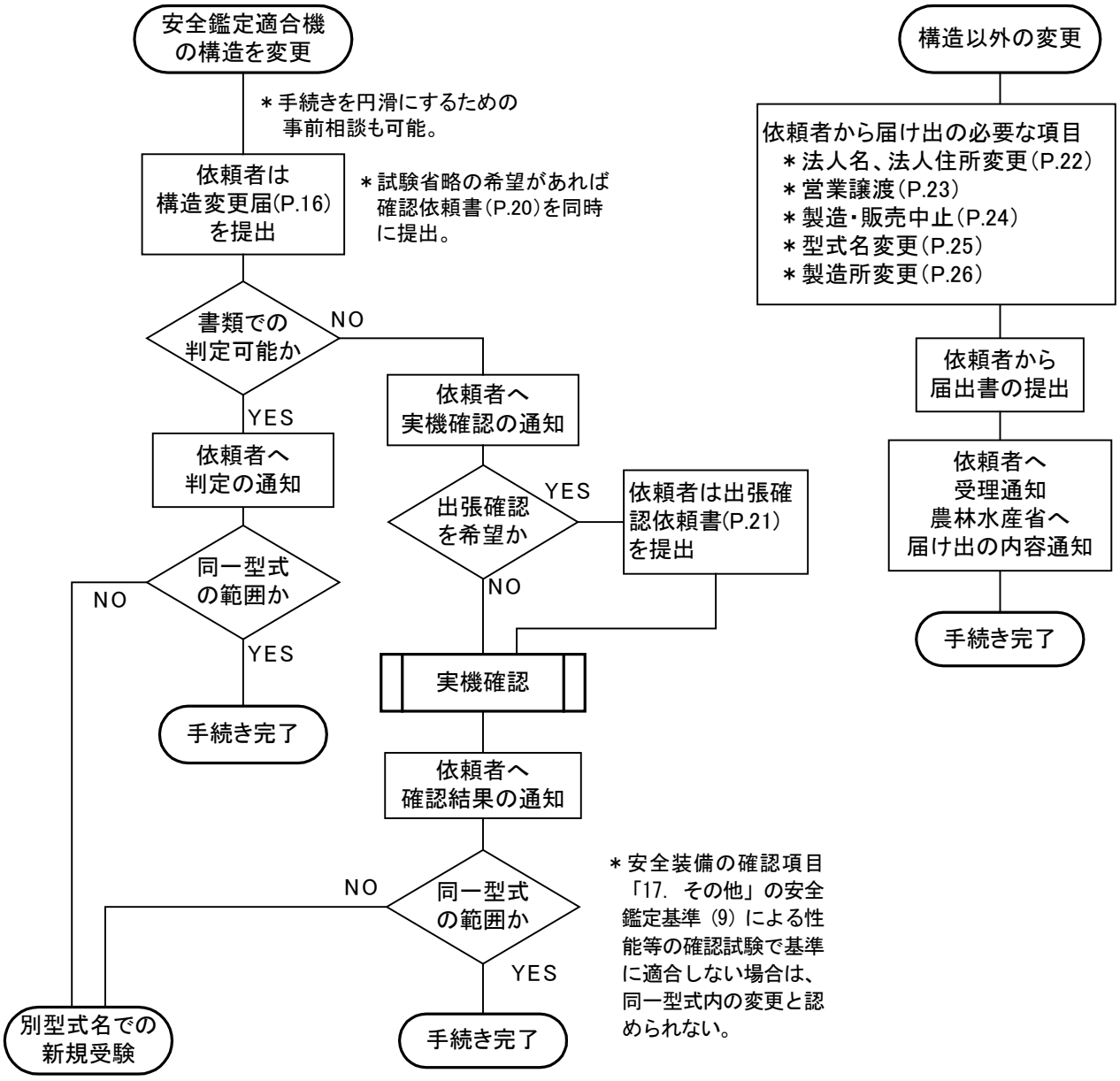

《構造変更届の様式》

構造変更届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

　　年　月　日付けをもって安全鑑定基準に適合する旨の鑑定成績書を接受した当該型式の農業機械の構造を変更したので、農業機械安全鑑定要領第 17 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　農業機械の種類

2　農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　変更の内容
　別添のとおり。

4　変更年月日

5　変更理由

（備考）1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　１通を提出してください。
3　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。
4　届出には、P. 17～P. 19 の様式に従い資料を添付してください。なお、詳細は各機種の担当者にお問合せください。

《構造変更届別添資料の様式例 1/3：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

No.○○－構変……①

1．構造変更の概要

番号	変更等の内容	安全鑑定依頼書添付資料の関連参照ページ……②
1	○○カバーの網目の変更	No.8
2	◇◇操作マークの変更	No.9
3	△△注意マークの変更	No.14
4	□□警告マークの追加	なし
5	搭載エンジンの変更	No.7、11、13
6	燃料表示マークの変更	No.11

2．主要諸元表の変更 ……③

項　　目		変更前	変更後
機関	銘柄型式名	生研 GS110A	生研 GS110B
	定格出力/回転速度	3.3kW（4.5PS）/1800rpm	3.4kW（4.6PS）/1800rpm
	燃料タンク容量	2.5L	2.7L

3．安全装備確認項目一覧表の変更 ……④

確認項目	変更前の記事	変更後の記事
1．可動部の防護	No.6、7、8	No.6、7、○□－構変
6．運転・操作装置	No.9、10	No.10、○□－構変
9．高温部の防護	No.11	No.○□－構変
15．安全標識	No.11、12、13、14、15	No.11、12、13、14、15、○□－構変

（備考）① ○○の部分は、安全鑑定実施時の添付資料の続き（前に構造変更しているときはその続き）のページ番号を付けてください。なお、資料の最終ページには番号の後ろに（完）を付加してください。

② 安全鑑定実施時の添付資料で関連のあるページを記載してください。

③ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。
変更がない場合は、『「主要諸元表」の記載事項に変更はない。』と記載してください。

④ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。

《構造変更届別添資料の様式例 2/3：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

No.○△－構変

４．依頼機の写真の変更

	変更前 ①	変更後　……②
前　面	No.3	
後　面	No.3	
右側面	No.4	
左側面	No.4	

（備考）①　変更前の欄には、安全鑑定依頼書添付資料の関連参照ページを記載してください。
②　変更後の欄の写真は、安全鑑定依頼書添付資料のものと同程度の大きさにしてください。

《構造変更届別添資料の様式例 3/3：１通を提出。用紙は日本工業規格Ａ４。》

No.○□－構変（完）

５．詳細図の変更

変更部分の名称	変更前 ①	変更後　……②
リコイルスタータカバー	No.7 1-8	
○○カバーの網目	No.8 1-6	
◇◇操作マーク	No.9 6-2	
マフラーカバー	No.11 9-1	
燃料オーバーフロー時の対策	No.11 9-2	
燃料表示マーク	No.13 15-20	
△△注意マーク	No.14 15-12	
□□警告マーク	なし	

（備考）①　安全鑑定依頼書添付資料の関連参照ページと項目番号を記載してください。
②　写真、図、説明文などで変更内容を説明してください。

《構造変更にともなう確認試験省略申請書の様式》

構造変更試験省略確認依頼書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

下記により構造変更確認試験省略の可否について確認を依頼します。

記

1　確認試験省略を希望する農業機械の種類

2　確認試験省略を希望する農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　確認試験省略を希望する試験項目とその理由

（備考）1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　性能等の確認が必要な機種（P.8）について確認試験の省略を申請するときの様式です。
3　試験省略の判断に必要な、基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表（必要に応じて図面も添付）が必要です。
4　１通を提出してください。
5　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《構造変更の実機確認を出張により実施することを希望する場合の依頼書の様式》

構造変更出張確認依頼書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

構造変更届出書を提出した農業機械の実機確認について、下記のとおり出張による実施を依頼します。

記

1　実機確認を希望する農業機械の種類

2　実機確認を希望する農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　実機確認の実施場所及び時期

（備考）　1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
　　2　１通を提出してください。
　　3　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《法人名、法人住所変更届の様式》

法人名等（住所）変更届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

法人名等(住所)を変更したので、農業機械安全鑑定要領第 17 条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1　変更前の法人名等

2　変更後の法人名等

3　変更前の住所

4　変更後の住所

5　法人名等変更に伴う型式名の変更
（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全鑑定番号及び新型式名を記載又は別添）

6　その他

（備考）1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　法人名変更の場合は、記の３、４に該当する事項は記載不要です。
3　法人名変更の場合は、登記簿謄本の写１部を添付してください。
4　住所変更の場合は、記の１、２に該当する事項は記載不要です。
5　法人名変更に伴う型式名の変更がある場合は５を記入してください。
6　１通を提出してください。
7　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《営業譲渡届の様式》

営業譲渡届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

年　月　日付けをもって安全鑑定基準に適合する旨の鑑定成績書を接受した当該型式の農業機械に関し、このたび、その営業を譲渡したので、農業機械安全鑑定要領第 17 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　農業機械の種類

2　農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　営業譲渡の年月日及びその理由

4　被譲渡者の住所及び氏名（又は名称）

5　営業譲渡に伴う型式名の変更
（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全鑑定番号及び新型式名を記載又は別添）

（備考）1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　譲渡を証する書類（写しで可。）を添付してください。
3　型式名の変更を伴う場合は５を記入してください。
4　１通を提出してください。
5　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《製造・販売中止届の様式》

製造(販売)中止届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

年　月　日付けをもって安全鑑定基準に適合する旨の鑑定成績書を接受した当該型式の農業機械に関し、このたび、その製造(販売)を中止したので、農業機械安全鑑定要領第 17 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　農業機械の種類

2　農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　製造(販売)中止の年月日及びその理由

（備考）　1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　製造を中止したときは、「販売」を抹消し、販売を中止したときは「製造」を抹消してください。
3　１通を提出してください。
4　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《型式名変更届の様式》

型式名変更届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

　　年　月　日付けをもって安全鑑定基準に適合する旨の鑑定成績書を接受した当該型式の農業機械に関し、その型式名を変更したので、農業機械安全鑑定要領第 17 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　農業機械の種類

2　変更前の型式名及び安全鑑定番号

3　変更後の型式名

4　変更年月日

5　変更理由

（備考）1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
　　2　１通を提出してください。
　　3　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

《製造所変更届の様式》

製造所変更届出書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住　所
氏名又は名称及び代表者氏名　　印

安全鑑定基準に適合した農業機械について製造所を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　農業機械の種類

2　農業機械の型式名及び安全鑑定番号

3　変更前の製造所

4　変更後の製造所

5　変更年月日

6　変更理由

（備考）　1　代表者の職名等は正式なものとし、略さず記入してください。なお、社印、代表者印の２種類を必ず捺印してください。
2　１通を提出してください。
3　用紙は日本工業規格Ａ４としてください。

付. 検査鑑定等相談窓口

安全鑑定と同時に、検査、任意鑑定、農耕作業用自動車等機能確認などを受験される際、これらの検査・鑑定等に関するご相談がございましたら、下記窓口担当室までお問合せ下さい。

総括責任者：評価試験部長（松尾陽介）　　TEL 048-654-7100

窓口	内容及び担当者	連絡先
総合窓口	検査・鑑定　評価試験部次長(八谷　満)	TEL　048-654-7101 E-mail：sagyoki1@naro.affrc.go.jp
個別窓口	型式検査　　各機種担当室長	注）参照
	安全鑑定　　安全試験室長(志藤博克)	TEL　048-654-7110 E-mail：anzenshitsu@naro.affrc.go.jp
	総合鑑定　　作業機第２試験室長(堀尾光広)	TEL　048-654-7108 E-mail：sagyoki2@naro.affrc.go.jp
	任意鑑定　　作業機第１試験室長(八谷　満)	TEL　048-654-7106 E-mail：sagyoki1@naro.affrc.go.jp
	OECD ﾃｽﾄ　　原動機第１試験室長(藤井桃子)	TEL　048-654-7102 E-mail：gendoki@naro.affrc.go.jp
	農耕作業用自動車等機能確認 農耕ﾄﾗｸﾀ　原動機第２試験室長(清水一史)	TEL　048-654-7103 E-mail：gendoki@naro.affrc.go.jp
	刈取脱穀作業車　　作業機第２試験室長	上記参照
	農業用薬剤散布車　作業機第１試験室長	上記参照
	田植機　　作業機第１試験室長	上記参照

注）原動機第１試験室長：農用トラクター（乗用型）
原動機第２試験室長：農用トラクター（歩行型）
作業機第１試験室長：田植機（乗用型）、野菜移植機、動力噴霧機（走行式）、スピードスプレヤー、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター
作業機第２試験室長：コンバイン（自脱型）、コンバイン（普通型）
安全試験室長　　：農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

評価試験部のFAX番号は次のとおりです。
評価試験部 FAX　：048-654-7135

生研センターのホームページ：URL http://www.naro.affrc.go.jp/brain/index.html